

## 貞昌院檀信徒規程

第一条 貞昌院檀信徒（以下檀信徒と称す）とは曹洞宗の宗義を信奉し、貞昌院の護持発展に協力する者を言う。

第二条 檀信徒になろうとする者は「貞昌院檀信徒入檀願並に誓約書」（別記様式）に、別に定むる入檀料を添えて願出る。

相続等により名義人に変更を生じた場合はその旨届出るものとする。  
入檀料は如何なる場合も之を返還しない。

第三条 檀信徒はその家に仏壇とその先祖の位牌を安置し、葬儀、法要、仏事の一切を貞昌院に委嘱する。

第四条 檀信徒は貞昌院の法要に参詣する。

第五条 檀信徒は必ず「貞昌院護持会」に入会する。  
護持会は別に定むる規約による。

第六条 檀信徒は毎年一月一日並七月二十六日に応分の附届料を志納し本尊に参詣する。  
第七条 檀信徒は「貞昌院墓地使用契約約款」により貞昌院墓地を使用することができる。

第八条 檀信徒はその住所を変更した場合は速かに其の旨届出なければならない。

第九条 貞昌院は檀信徒の中より、総代人五名、世話人若干名を置く。

総代人は世話人会議により、世話人中より推薦する。  
世話人は住職の推薦に基き、世話人会議を経て委嘱する。

総代人及世話人は自己の都合により総代人又は世話人を辞することができる。

第十条 世話人会議は、住職、総代人、世話人を以て組織し、貞昌院の運営、資産の管理、其の他必要事項を審議決定する。

第十一条 檀信徒にして左の各号の一に該当する者は檀信徒名簿より削除する。

- 1 宗義に違反し、信仰を妨げる者。
- 2 貞昌院の護持発展に協力せぬ者。
- 3 第六条の附届料を五カ年以上志納しない者。
- 4 信仰を変え葬祭を他に委託した者。
- 5 離檀を申出た者。

第十二条 この規程施行についての必要な事項は別に細則を以て定める。

第十三条 この規程は世話人会議の議決を経なければ改正することができない。

附則 この規程は昭和四十二年一月一日より施行する。

この規程施行以前よりの檀信徒並に総代人世話人はこの規定により夫々檀信徒並に総代人世話人となりたるものと見做す。